

日本加速器学会 倫理綱領

日本加速器学会員は、その活動を通じて加速器科学、加速器技術およびこれ等に密接に関連する学問の発展と社会公益に貢献するために、適用される法令と共に以下の倫理綱領を遵守しなければならない。

- 第1条 会員は日本加速器学会の活動を通じて学問の発展と社会に貢献するため、不断の努力と自己規律に努める。
- 第2条 会員は法律・法令を遵守し、社会的規範に則って研究活動を行う。
- 第3条 会員は高い倫理意識を持って社会への貢献を認識し、その職務や地位を不当な個人的利益の追求に利用してはならない。
- 第4条 会員は他人の知的財産を侵害してはならない。
- 第5条 会員は他人の研究活動や成果を尊重し、誹謗中傷してはならない。
- 第6条 会員は加速器学会の刊行物への投稿や年会での発表・報告を公正に行い、改ざんや盗用などの不正行為を行ってはならない。

付記

学会は、会員の活動について上記倫理綱領に関わる問題が提起された場合は、評議員会において審議し、裁定するものとする。

以上